

23年度

「一般会計暫定予算」「特別会計予算」が成立しました

3月28日に開かれた第1回市議会定例会において、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計の4特別会計について予算が成立しました。一般会計については、同定例会で予算が否決され、3月30日に開かれた第2回市議会臨時会において、4月7月までを期間とする暫定予算が成立しました。

が成立しました

日常生活に著しい制限を受ける児童
※申請者本人・配偶者および扶養義務者の所得制限があります。

特別障害者手当

20歳以上で重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方(おおむね身体障害者手帳1・2級程度の方または、愛の手帳1・2程度の方で障害が重複している方、これらと同等の疾病精神障害の方)に支給されます。ただし、施設入所者および3カ月以上入院している方には支給されません。

※本人および扶養義務者の所得制限があります。
【手当月額】2万6340円

障害児福祉手当

障害をお持ちの方へ 各種手当のご案内

特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。ただし、施設入所者、児童の障害を支給事由とする公的年金を受給している方には支給されません。

各種手当のご案内とともに、手当額をお知らせします。なお、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当

木造住宅耐震診断 助成制度を実施しています

木造住宅耐震診断とは、地震に対する住宅の安全性を調査するものです。市では、この木造住宅の耐震診断に要した費用の一部を助成しています。

【助成金額】耐震診断に要した費用(消費税を除く)の2分の1以内(1000円未満の端数は切り捨て)で、5万



【助成対象住宅】昭和56年5月31日以前に建築された市内に存する木造住宅で、自己所有で住居として使用している地上3階(地階は除く)までの戸建住宅(店舗などの併用

住宅も含む)
【助成対象となる方】助成対象住宅を所有する個人(複数人の個人が共有する場合は、共有者全員によって合意された代表者)で、現在そこにお住まいの方。またお住まいの方全員が市税を滞納していないこと

【診断機関】市では診断機関を指定しています。次の診断機関以外での申請はできませんので、ご注意ください。

▼市長が認めた建築士▼社団法人東京都建築士事務所協会北部支部の会員▼東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所

助成手続きなど、詳細は市ホームページ、または施設管理課6番窓口で配布するパンフレットを参照してください。詳しくは同課建築営繕係 ☎470・7756へ。

心身障害者福祉手当

20歳以上で心身に障害のある方(身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・3度の方、脳性まひまたは進行性筋萎(い)縮症の方)に支給されます。ただし、施設に入所している方または、65歳以上で新たに手帳を取得した方は支給できません。

※本人の所得制限があります。
【手当月額】1万5500円

重度心身障害者手当
重度の心身障害のため、常

母子家庭のお母さんの就職を支援します

自立支援教育訓練給付金事業 高等技能訓練促進費事業

市では、母子家庭の母が就職に向けた能力開発講座などに取り組めるよう、本人が支払った受講費用の一定割合を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」を実施しています。

また、経済的負担の軽減を図ることで、より生活の安定につながる専門資格の取得

を指定しています。次の診断機関以外での申請はできませんので、ご注意ください。

【対象】母子家庭の母で、次の①②③のすべてに該当する方
①児童扶養手当を受給しているか、またはその支給要件と同様の所得水準にある方
②雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない方
③就業経験や技能または資格の取得・労働市場などの状況を判断し、当該講座の受講が適職に就くために適当と認められる方

【対象講座】雇用保険制度における給付対象の「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覽」をご参照ください(ハローワーク

【支給額】修了した講座で本人が支払った受講料の20%相当額(上限は10万円、4000円以下は給付対象外)
【事前相談】対象講座の受講前に、子育て支援課 ☎470・7736へ電話予約の上、相談してください(市の講座指定が必要です)。なお、事前相談を行わず受講した場合は、原則として給付金は支給されません

【対象】母子家庭の母で次の①②③のすべてに該当する方
①児童扶養手当を受給しているか、またはその支給要件と同様の所得水準にある方
②修業年限が2年以上の養成機関において一定の課程を修業し、対象資格の取得が見込ま

れる方
③就業または育児と修業の両方が困難であると認められる方
【対象資格】看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師など
【支給額】市民税が課税の方は月額7万5000円、非課税の方は月額14万1000円(24年3月31日までに修業している方の支給期間は修業期間全期間)
【事前相談】支給対象の確認などが必要です。子育て支援課 ☎470・7736へ電話予約の上、事前に相談してください

【対象】20歳以上で、国民年金の加入の手続きが必要ですが、年金手帳と申請する年度に有効な学生証を持参してください。同居の家族が申請する場合は、印鑑(認め印)も必要です。
※学生ではない30歳未満の方は、被保険者・配偶者の前年の収入が一定基準以下の場合、若年者納付猶予が利用できます。
詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411または、市保険年金課 ☎470・7732へ

介護保険料特別徴収(年金天引き)の方へ 仮徴収のご案内

介護保険料は、毎年7月に市民税の課税内容を基に決定します。そのため、4月や6月、8月の保険料は仮徴収として、2月と同額を納めていただきます。7月に保険料が決定した後

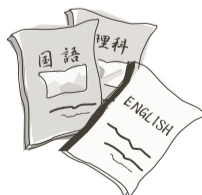
【対象】20歳以上で、国民年金の加入の手続きが必要ですが、年金手帳と申請する年度に有効な学生証を持参してください。同居の家族が申請する場合は、印鑑(認め印)も必要です。
※学生ではない30歳未満の方は、被保険者・配偶者の前年の収入が一定基準以下の場合、若年者納付猶予が利用できます。
詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411または、市保険年金課 ☎470・7732へ

【対象】20歳以上で、国民年金の加入の手続きが必要ですが、年金手帳と申請する年度に有効な学生証を持参してください。同居の家族が申請する場合は、印鑑(認め印)も必要です。
※学生ではない30歳未満の方は、被保険者・配偶者の前年の収入が一定基準以下の場合、若年者納付猶予が利用できます。
詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411または、市保険年金課 ☎470・7732へ

【対象】20歳以上で、国民年金の加入の手続きが必要ですが、年金手帳と申請する年度に有効な学生証を持参してください。同居の家族が申請する場合は、印鑑(認め印)も必要です。
※学生ではない30歳未満の方は、被保険者・配偶者の前年の収入が一定基準以下の場合、若年者納付猶予が利用できます。
詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411または、市保険年金課 ☎470・7732へ

教科書選定調査委員会 委員を募集します

【募集資格】市内在住で20歳以上の方。ただし、市民公募に関する要領の欠格事項に該当しない方
申し込みは4月15日(金) 28日(木)の平日午前8時半~午後5時15分に指導室(市役所6階)で配布する応募用紙に必要事項を記入の上、本人が直接同室に持参してください。
詳しくは同室 ☎470・7781へ。



【募集人数】2人(応募者多数の場合抽選)
【募集期間】24年度から市立中学校で使用する教科書を選定するため、「教科書選定調査委員会」を設置し、その委員を市民から公募します。
申し込みは4月15日(金) 28日(木)の平日午前8時半~午後5時15分に指導室(市役所6階)で配布する応募用紙に必要事項を記入の上、本人が直接同室に持参してください。
詳しくは同室 ☎470・7781へ。



20歳になったら 「国民年金」

20歳を迎えると、さまざまな権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもその一つです。国民年金は、日本に住んでいる20歳~60歳のすべての方が加入して、やがて誰にも訪れる老後の所得保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などによ

り私たちの生活の安定が損なわれることのないよう、みんなで前もって保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。
20歳になる方は、国民年金への加入の手続きが必要です。申請を行う方は、年金手帳と申請する年度に有効な学生証を持参してください。同居の家族が申請する場合は、印鑑(認め印)も必要です。
※学生ではない30歳未満の方は、被保険者・配偶者の前年の収入が一定基準以下の場合、若年者納付猶予が利用できます。
詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411または、市保険年金課 ☎470・7732へ

【募集資格】市内在住で20歳以上の方。ただし、市民公募に関する要領の欠格事項に該当しない方
申し込みは4月15日(金) 28日(木)の平日午前8時半~午後5時15分に指導室(市役所6階)で配布する応募用紙に必要事項を記入の上、本人が直接同室に持参してください。
詳しくは同室 ☎470・7781へ。